

## 那賀消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

はじめに

都市化、高齢化が進む管内では、住民ニーズが多種多様化し、厳しい財政状況の下、限られた人材で質の高い住民サービスを提供することは容易ではありません。しかし、そのような中であっても、職員が自分のライフステージに合わせて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた職場環境づくりを目指し、この計画を策定します。

### 1 目的

那賀消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、消防長が策定するものです。

### 2 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

### 3 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組の実施状況を把握し、職員に対し情報提供を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

### 4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

#### （1）年次有給休暇取得の推進

職員の年次有給休暇の平均の取得率を令和2年度の実績（33.1%）より1割引き上げ、36.4%以上の取得を目標にします。

#### （2）女性消防吏員の採用割合の向上

現在女性消防吏員の割合は5%（全国平均3%）で国の数値目標では今後5年間で5%と国の数値目標を達成しておりますが、本計画の5年間では女性消防吏員の割合を現在の1.2倍の6%を目指します。

## 5 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

上記4で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

### (1) 年次有給休暇取得の推進

管理職が、部下の年次有給休暇取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得の指導を行います。また、職員が安心して年次有給休暇の取得ができるよう、休暇を取りやすい雰囲気醸成や環境整備を行います。

### (2) 女性消防吏員の採用割合の向上

今後の採用試験に際し、消防庁が行う広報等を活用するとともに、当消防組合でも女性消防吏員として働く魅力やすばらしさをホームページや広報紙を活用し、積極的にアピールして行きます。

おわりに

那賀消防組合において、今後も職場全体で職業生活と家庭生活に必要な環境づくりに努めてまいります。

附 則

この訓令は令和3年 9月 8日から施行する。